平成２４年（フ）第１４４１２号
東京都大田区蒲田本町２丁目９番23号
破産者　有限会社東商会
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４１３号
東京都大田区仲六郷４丁目29―４―202
破産者　東田眞知子
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４８５号
東京都荒川区西日暮里５丁目15番13号
破産者　株式会社エムエスエンタープライゼス
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４８９号
愛知県名古屋市南区上浜町338番地
破産者　有限会社ワイ・ユー・カンパニー
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４９０号
愛知県名古屋市南区上浜町338
破産者　住谷裕一郎
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５１８号
東京都港区六本木３丁目15番25―303号
破産者　株式会社クラップ・スタイル
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５１９号
神奈川県横浜市栄区犬山町74―５
破産者　大串　剛之
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５３２号
東京都豊島区目白２丁目19番12号
破産者　雨宮設備工業株式会社
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５３３号
東京都板橋区本町40―12
破産者　雨宮　睦夫
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５３９号
東京都台東区松が谷３丁目４―12―802
破産者　石河　貴志
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５５０号
東京都新宿区榎町72番地
破産者　株式会社レゾナンス
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５５９号
東京都千代田区九段南３丁目７番12号
破産者　株式会社ディ・エフ・ブィ
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５７８号
東京都江戸川区松本２丁目26番４号、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区東瑞江２丁目55番地
破産者　有限会社平田木工
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５７９号
東京都江戸川区松本２丁目３―６
破産者　平田　洋三
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５８０号
東京都江戸川区松本２丁目３―６
破産者　平田　昭吉
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５８２号
東京都千代田区神田錦町１丁目14番地
破産者　ホーメックス有限会社
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５８３号
神奈川県鎌倉市材木座６丁目５―14
破産者　吉海　一直
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５８４号
神奈川県鎌倉市材木座６丁目５―14
破産者　吉海　桂子
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５９６号
東京都三鷹市井口２丁目１番12号
破産者　株式会社心
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５９７号
東京都調布市富士見町３丁目16―８―101
破産者　庄野　一夫
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６３５号
東京都新宿区白銀町２番地７
破産者　有限会社ファインアーツ
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６３６号
千葉県四街道市みそら４丁目12―７
破産者　相蘇　重雄
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６６４号
東京都新宿区弁天町１番地　三河屋ビル３階、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区下落合３丁目９番３号
破産者　有限会社あだちこうげい
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部